

大津郵便局で村の証明書交付が受けられます

村では、村内に住所を置いたまま大津方面にお住まいの避難者のために、大津郵便局での証明書発行サービスを10月11日(火)から実施します。村に住所がある人で下記の条件に合えば利用できます。村民で避難者以外の人(大津方面で通勤・通学している人など)も利用できます。

■発行可能な証明書

証明書	請求できる人	手数料(1通)
住民票・住民票記載事項証明書の写し	本人および同一世帯の人	200円
課税(所得)証明書	本人のみ	200円
印鑑登録証明書(※)	本人のみ	200円
戸籍謄本(全部事項証明書)	本人および同一戸籍の人	450円
戸籍抄本(個人事項証明書)	本人および同一戸籍の人	450円
除籍・改製原戸籍謄本・抄本	本人および同一戸籍の人	750円
戸籍の附票の写し	本人および同一戸籍の人	200円

*印鑑登録証明書はご本人の印鑑登録カードが必要です。

■持参品 (1) 印鑑

(2) 本人確認書類

- 1点でよいもの 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身障者手帳など
- 2点必要なもの (顔写真付き公的な身分証明書がない人) 健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、年金手帳、学生証、預金通帳など

■取扱時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(土・日・祝日・12月29日～1月3日までを除く)

■取扱できない申請など

- マイナンバー(個人番号)記載の住民票の写しの発行
- 委任状持参(例:親戚・友人など)による申請
- 交付手数料が無料(免除)になる申請

*証明書交付は、専用ファックスの送受信によって行いますので、請求から交付まで少々時間がかかります。
ご了承ください。

〈問い合わせ〉役場 住民福祉課住基・戸籍係 TEL(62) 9195

平成28年熊本地震による介護保険料減免申請について

熊本地震により介護保険被保険者が属する世帯で大きな被害を受けた人は、被害の程度により平成28年度分の介護保険料の減免措置を受けることができる場合があります。

保険料が特別徴収(年金より天引き)されている場合、来年度の保険料は、最初の約半年間は納付書での支払いになります。口座振替を希望する人は、役場各庁舎に設置している口座振替申込書、通帳、届出印を持参のうえ、各指定金融機関(郵便局・肥後銀行・熊本銀行・阿蘇農協・熊本県信用組合)に提出をお願いします。

■減免申請期限 10月31日(月)

	保険料減免条件	減免額	添付書類	持参物
①	住家の罹災証明が「全壊」	全額		
②	住家の罹災証明が「半壊」か「大規模半壊」	半額	罹災証明書	
③	地震により世帯主が死亡、重篤な傷病を負った、または行方不明となった人	全額	• (死亡) 死亡証明書など • (重篤な傷病) 医師の診断書、入院証明書など • (行方不明) 被災証明書など	• 被保険者の保険証 • 認印
④	地震による被害を受けたことにより、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入および給与収入が激減した世帯に属している人(世帯の生計維持者の収入減少額が平成27年度中の所得金額の3/10以上減少する世帯)	一部 (全額	• 前年分収入が確認できるもの • 1月～申請時までの収入が確認できるもの • 保険金、損害賠償などの補填金額が確認できるもの • 仕事を辞めたことが確認できるもの	• 被保険者名義の通帳 • 添付書類

〈問い合わせ〉役場 健康推進課高齢者支援係 TEL(62) 9180